

うるま市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月1日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市教育委員会規則第10号

うるま市立学校管理規則の一部を改正する規則

うるま市立学校管理規則（平成17年うるま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（学年及び学期） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると認めるときは、校長は<u>あらかじめ学期変更承認申請書（様式第10号）により、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て</u>学期の区切りの時期を変更することができる。 （非常変災等による臨時休業） 第4条 〔略〕 <u>2 教育長は、非常変災その他急迫の事情により、広域で危険が予想されるときは、校長に対して臨時休業の措置をとるよう指示することができる。</u> <u>第25条 削除</u> （学校評価） 第26条 〔略〕	（学年及び学期） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると認めるときは、校長は<u>学期変更届出書（様式第12号）により、前年度末日までに、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に理由を付して届け出て、</u>学期の区切りの時期を変更することができる。 （非常変災等による臨時休業） 第4条 〔略〕 <u>（学校評議員）</u> <u>第25条 学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</u> <u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、校長の推薦により当該学校の設置者が委嘱する。</u> <u>4 学校評議員の報酬その他運営に関し必要な事項は、うるま市教育委員会学校評議員設置要綱をもって別に定める。</u> （学校評価） 第26条 〔略〕

2～3 [略] 4 校長は、自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者、<u>うるま市学校運営協議会規則（平成30年うるま市教育委員会規則第11号）第3条の規定により設置する学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）</u>による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 5 校長は、自己評価の結果及び<u>学校運営協議会による</u>評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。 （学校情報の公開） 第27条 校長は、うるま市情報公開条例（平成17年うるま市条例第8号）及び<u>うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年うるま市条例第1号）</u>の定めるところにより、保護者、校区住民の求めに応じ、プライバシーに関わる情報を除き、学校の教育、経営に関する情報を開示するものとする。 （防火管理者） 第39条 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、学校の防火管理者を定めたときは、<u>消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の所定の様式</u>により、うるま市消防長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。これを解任したときも、同様とする。 2 防火管理者は、毎年度始めに学校の防火その他の防災の計画を作成し、<u>前項に定める所定の様式</u>により、うるま市消防長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。	2～3 [略] 4 校長は、自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者、<u>その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）</u>による評価（以下、この条において「<u>学校関係者評価</u>」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 5 校長は、自己評価の結果及び<u>学校関係者評価</u>を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。 （学校情報の公開） 第27条 校長は、うるま市情報公開条例（平成17年うるま市条例第8号）及び<u>うるま市個人情報保護条例（平成17年うるま市条例第9号）</u>の定めるところにより、保護者、校区住民の求めに応じ、プライバシーに関わる情報を除き、学校の教育、経営に関する情報を開示するものとする。 （防火管理者） 第39条 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）<u>第8条</u>の規定に基づき、学校の防火管理者を定め、<u>防火管理者選任（解任）届出（報告）書（様式第10号）</u>により、うるま市消防長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。これを解任したときも、同様とする。 2 防火管理者は、毎年度始めに学校の防火その他の防災の計画を作成し、<u>消防計画届出（報告）書（様式第11号）</u>により、うるま市消防長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の〔 〕の記載は注記である。	

様式第 5 号中

「

(6) その他の参考事項

」を

「

(6) その他の参考事項 (安全対策等は必ず記載すること)

※ 提出の際は、校外学習実施計画やしおりなどの関係資料を添付すること

」に

改める。

様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号を削る。

様式第 1 2 号中

「

学期変更届出書

次のとおり、学期を変更したいので、届出します。

」を

「

学期変更承認申請書

次のとおり、学期を変更したいので申請します。

」に

改め、同様式を様式第 1 0 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。